

北区地域防災計画

令和 5 年度改定 概要版 (案)

令和 5 年 8 月 ver.



北区 Kita City

住めば、北区東京。

目次

1	地域防災計画とは	1
	(1) 地域防災計画改定の経緯と背景	1
	(2) 近年の関連法令・上位計画等の主な改正等	1
	(3) 計画の目的	2
	(4) 計画の位置づけと基本理念	2
	(5) 計画の構成	3
2	震災により想定される被害、減災目標	4
	(1) 北区の被害想定	4
	(2) 減災目標の設定	5
	(3) 被害を軽減するための施策（3つの視点と分野横断的な視点）	5
3	地域防災計画 令和5年度改定にあたって	6
	(1) 改定の主な項目	6
	①災害対応のデジタル化の推進	6
	②風水害対策の強化	7
	③災害種別による避難対策・体制の明確化	10
	④多様性に配慮した防災対策	12
	⑤感染症に対応した避難所運営等	12
	⑥その他の災害対策・複合災害への対応	13
	(2) その他	14
	①レイアウト見直しによる検索性等の改善	14
	②地域防災力の向上	15

1 地域防災計画とは

(1) 地域防災計画改定の経緯と背景

今回の北区地域防災計画の改定では、最終改定（平成30年3月）以降の国や東京都等の上位計画及び関係法令等との整合を図るほか、**感染症対策**や**多様な視点を踏まえた避難所運営、分散避難等の対応**を行っています。また、大規模水害を想定した避難行動の基本方針等、**風水害対策に関連する区の実施**を反映し、より実効性の高い計画へ改定しました。

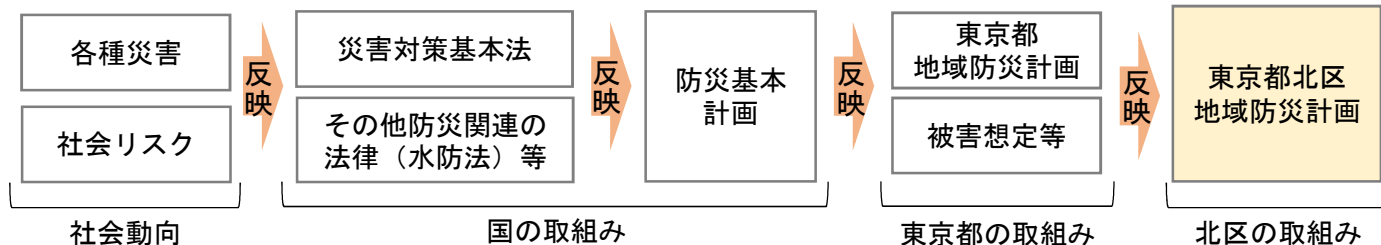


図 改定の流れ

(2) 近年の関連法令・上位計画の主な改正等

近年の主な法令改正や東京都地域防災計画の改正状況は、以下のとおりです。

年度	主な災害	主な法令改正	防災基本計画	東京都地域防災計画	北区地域防災計画
2013年 (H25)	台風26号	災対法改正	2014年1月改訂		
2014年 (H26)	平成26年豪雪	災対法改正	2014年11月改訂	震災編 風水害編修正 (平成26年7月)	
	御嶽山噴火 8月豪雨	土砂法改正	2015年3月改訂		
2015年 (H27)	関東・東北豪雨	災対法改正及び 廃棄物処理法改正	2015年7月改訂		
		水防法改正	2016年2月改訂		
2016年 (H28)	糸魚川市大規模火災 台風7,9,10,11号及び 前線による大雨・暴風 熊本地震	災対法改正(第6次 地方分権一括法案)	2016年5月改訂		震災対策編 風水害対策編 (平成29年3月)
2017年 (H29)	九州北部豪雨 平成30年豪雪 (福井豪雪)	水防法改正	2017年4月改訂		震災対策編 風水害対策編 (平成30年3月)
		土砂法改正			
2018年 (H30)	西日本豪雨 大阪北部地震 台風第24号 北海道胆振東部地震	災対法改正及び災 害弔慰金法の改正	2018年6月改訂	火山編修正 (平成30年12月)	
		災害救助法改正			
2019年 (H31/R1)	前線に伴う大雨 令和元年東日本台風		2019年5月改訂	震災編修正 (令和元年7月)	
2020年 (R2)	新型コロナウイルス 令和2年7月豪雨 令和3年豪雪		2020年5月改訂	風水害編修正 大規模事故修正 原子力災害編修正 (令和3年1月)	
2021年 (R3)	令和3年7月豪雨	災対法改正	2021年5月改訂		
2022年 (R4)	令和4年台風第14号		2022年6月改訂		反映
2023年 (R5)			2023年5月改訂	震災編修正 (令和5年6月)	今回の改定

図 主な災害、関係法令、上位計画と区計画の関連性の整理

1 地域防災計画とは

(3) 計画の目的

東京都北区地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、東京都北区防災会議が策定する計画です。北区、防災関係機関、事業者、自主防災組織及び区民が総力を結集して、各主体の能力を十全に発揮し、連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、区民の生命、身体及び財産を自然災害から保護することを目的としています。

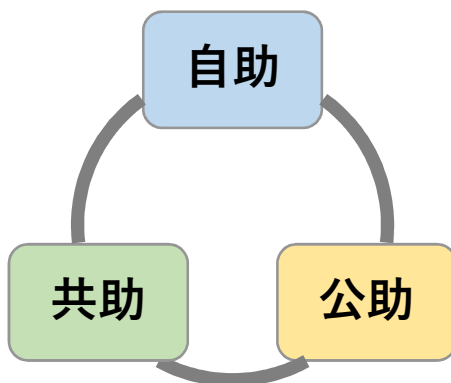


図 「自助」「共助」「公助」の実現による地域防災力の向上

(4) 計画の位置づけと基本理念

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める範囲で、北区の自然的条件及び過去の教訓を生かし、あらゆる自然災害に対処する総合計画であり、北区や東京都、防災関係機関の責任を明確化し、各施策を有機的に結合した計画になっています。

地震等による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、第二に区民及び事業者が地域の中で相互に助け合うことによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、第三に区民、事業者と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくという考え方を基本理念とします。

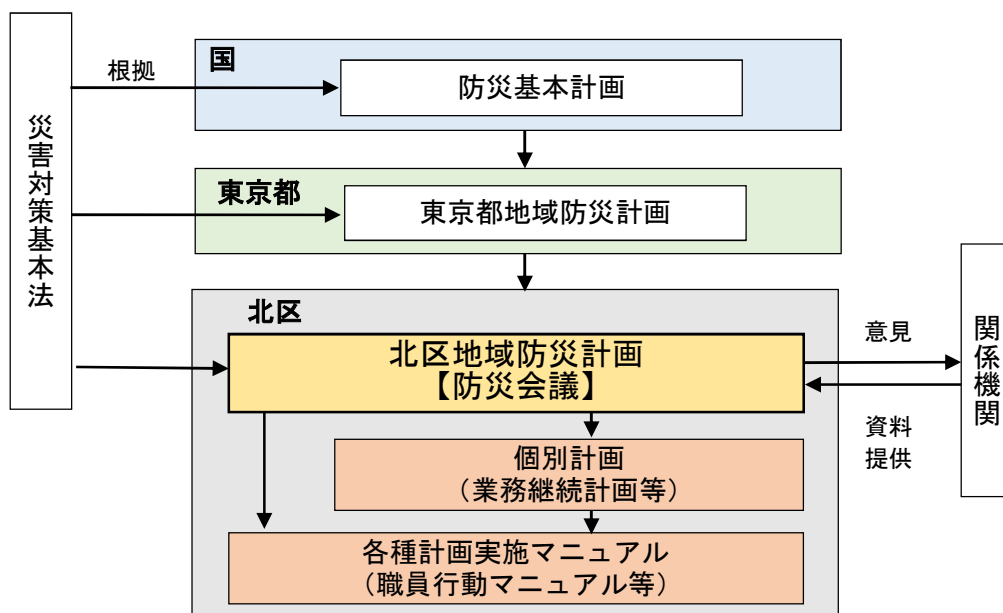


図 上位計画等と北区地域防災計画の関係

1 地域防災計画とは

(5) 計画の構成

本計画は、震災対策編、風水害対策編、資料編の3編で構成されており、それぞれの編において、平常時に行う予防・事前対策、発災以後の応急対策、復旧・復興について規定しています。

震災対策編

【第1部 総則】

- ・首都直下地震等の被害想定
- ・被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標(減災目標)等

【第2部 施策ごとの具体的対策】

- ・平常時に行う予防対策、事前対策
- ・発災直後からの応急対策、復旧対策 等

【第3部 災害復興計画】

- ・震災復興の基本的な考え方
- ・震災復興本部 ・震災復興計画の策定 等

風水害対策編

【第1部 総則】

- ・計画の方針
- ・北区の概況と水害履歴、河川等の概要 等

【第2部 施策ごとの具体的対策】

- ・平常時に行う予防対策、事前対策 等

【第3部 災害復興計画】

- ・風水害発生後における区の本部体制
- ・区及び防災機関等がとるべき応急対策、復旧対策 等

資料編

震災対策編と風水害対策編に関する図表等を取りまとめ

2

震災により想定される被害、減災目標

(1) 北区の被害想定

① 震災

東京都は、東日本大震災を踏まえ策定した被害想定を10年ぶりに見直し、新たな被害想定（令和4年5月）を公表しました。

北区では、区全域で、震度6弱～震度6強の地震予想されています。特に、**木造住宅密集地域が分布している十条、志茂、西ヶ原などでは、建物の倒壊や火災などの被害が想定されます。**

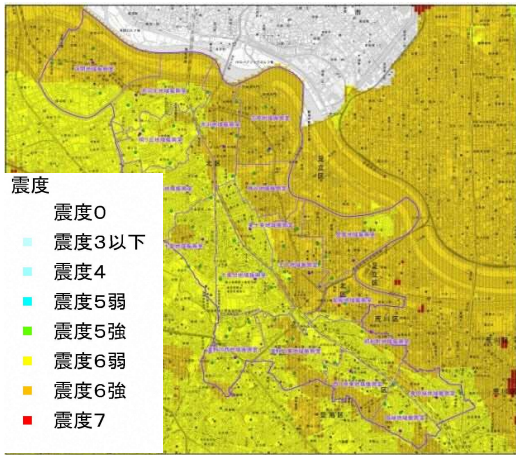


図 想定震度

図 北区における被害想定

被害想定種別		R 4				
条件	規模	都心南部直下M7.3		多摩東部直下M7.3		
	時期及び時刻	冬の18時		冬の18時		
	風速	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	
	夜間人口(人)	355,213				
	昼間人口(人)	329,753				
	建物棟数	木造	44,444			
		非木造	19,983			
		計	64,426			
	面積(km ²)	20.6				
	物的被害	原因別建物全壊	ゆれ(棟)	3,178		2,558
液状化(棟)			41		42	
急傾斜地崩壊(棟)			3		3	
計			3,222		2,603	
火災		出火件数(件)	15	15	13	13
		焼失棟数(棟)	546	570	459	478
ライフライン		電力(停電率)	13.6		9.9	
		通信(不通率)	1.4		1.1	
		ガス(供給停止率)	0.0		0.0	
		上水道(断水率)	31.5		28.3	
		下水道(管きよ被害率)	4.7		4.4	
エレベーター閉じ込め台数(台)		546		498		
震災廃棄物(万t)		77		66		
人的被害		死者(人)	148	149	120	121
		うち要配慮者死者数(人)	118	118	95	96
	負傷者(人)	2,437	2,437	2,085	2,085	
	うち重傷者(人)	386	386	318	318	
	避難者(人) ※発災1日後	86,637	86,748	77,119	77,212	
	滞留者数(人)	308,764		308,764		
	うち帰宅困難者(人)	53,263		53,263		
	自力脱出困難者(人)	828		649		
震度分布	震度5強以下	0.0%		0.0%		
	震度6弱	51.0%		57.8%		
	震度6強	49.0%		42.2%		
	震度7	0.0%		0.0%		

※津波による被害想定なし

※避難者数については、H24は発災1日後、R4は発災4日～1週間を記載

② 河川氾濫

北区は、荒川をはじめ、複数の河川が流れており、概ね東側の低地部において河川氾濫が想定されます。一級河川荒川が氾濫した場合、約20万人が居住する低地部に大規模な水害をもたらす可能性があり、場所によっては、**水位が10m以上に達し、2週間以上水が引かないことが想定されます。**

③ 高潮

台風や発達した低気圧の通過時、海面(潮位)が大きく上昇することがあり、これにより高潮が発生します。東京湾沿岸(東京都区間)における高潮の影響により河川が氾濫した場合、**5m以上浸水するエリアがあり、1週間以上水が引かないことが想定されます。**

④ 土砂災害

北区で発生するおそれのある土砂災害は、急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)で、主に台地と低地の境目に分布しています。**土砂災害警戒区域が95箇所、土砂災害特別警戒区域が71箇所指定されており、長雨や大雨により地盤が緩むことで、災害発生が懸念されます。**

2

震災により想定される被害、減災目標

(2) 減災目標の設定

北区では、これまで、東京都地域防災計画及び北区地域防災計画に基づき、被害を軽減する減災の観点と早期の復旧・復興対策の着手という観点から、減災目標の名称を「被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標」と設定し、災害対策を推進してきました。

この度、「東京都地域防災計画（令和5年5月）」において、「減災目標」と「目標を達成するための施策」等が示されましたので、**北区においても、この減災目標等の達成に向けて取り組んでいきます。**

**2030年度(令和12年度)までに、
首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。**

減災目標の達成指標例

例1

自助の備えを講じている区民の割合：100%

各種媒体を活用し、区民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を推進

例2

家具類の転倒・落下・移動防止対策：75%

各種普及啓発ツールの活用などにより、家具類の転倒防止等対策を促進

(3) 被害を軽減するための施策(3つの視点と分野横断的な視点)

表 3つの視点

NO	3つの視点	視点の考え方
1	家庭や地域における防災・減災対策の推進	一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく
2	区民の生命を守る応急体制の強化	業務継続体制の確実な確保や都市基盤の早期回復などにより、区民の生命を守り抜く
3	すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復	居住形態の変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、区民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す

表 分野横断的な視点

NO	分野横断的な視点	視点の考え方
1	ハード対策	すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化
2	多様な視点に配慮	被災経験や被災地支援の教訓を活かし、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映
3	防災DXの推進	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」を積極的に推進
4	人口構造	若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進

3

地域防災計画 令和5年度改定にあたって

(1) 改定の主な項目

今回の改正では、社会環境の変化、法令・上位計画の改正、これまでの災害対応における成果と課題等を踏まえ、主に以下の点について改定しています。

① 災害対応のデジタル化の推進

➡ 震災対策編 第2部 第6章 P 212、213、221 等

② 風水害対策の強化

➡ 風水害対策編 第1部 第1章 P 6、第2部 第1章 P 119、第3章 P 54～59、第3部 第1章 P 71～79 等

③ 災害種別による避難対策・体制の明確化

➡ 震災対策編 第2部 第5章 P 183～195、第9章 P 300、風水害対策編 第2部 第3章 P 53 等

④ 多様性に配慮した防災対策

➡ 震災対策編 第2部 第9章 P 310、320、323～327、第8章 P 280、292 等

⑤ 感染症に対応した避難所運営等

➡ 震災対策編 第2部 第9章 P 308～309、323～324 等

⑥ その他の災害対策・複合災害への対応

➡ 震災対策編 第1部 第4章、第2部 第14章

① 災害対応のデジタル化の推進

庁内における情報共有・意思決定を高速化し、円滑な災害対応を実現するため、災害情報を一元管理できる新しい災害情報システム等を導入しました。

新設

【震災対策編 第2部 第6章 P 212、P 213、P 221 等】

新たな災害情報システム等の導入

(1) 区は、災害時における情報共有の円滑化・正確化を図るため、新しい災害情報システムの導入による情報の一元管理について検討し、防災のDXを推進する。

(2) 区は、物資調達、避難所管理、被害及び対応状況記録、人員管理その他の災害対応業務に係る報告、連絡及び記録方式について、デジタル化を推進し、電力復旧後における業務の効率化・正確化を図る。



図 災害情報システムのイメージ図

3

地域防災計画 令和5年度改定にあたって

(1) 改定の主な項目

②風水害対策の強化

ア 避難情報の見直し

変更

【風水害対策編 第3部 第5章 P119等】

区民へ周知する避難情報について、「避難勧告」を廃止して「避難指示」に一本化するなど、災害対策基本法の改正に基づく見直しを行いました。また、北区独自の避難情報として、荒川氾濫が想定される場合に、体の不自由な方等の避難開始を発令する「要支援者避難開始」を設けています。

【荒川氾濫が想定される場合の避難情報】

警戒レベル	避難情報
1	早期注意情報
2	大雨・洪水・高潮注意報
—	要支援者避難開始
3	高齢者等避難
4	避難指示
5	緊急安全確保

【石神井川氾濫・土砂災害が想定される場合の避難情報】

警戒レベル	避難情報
1	早期注意情報
2	大雨・洪水・高潮注意報
3	高齢者等避難
4	避難指示
5	緊急安全確保



避難情報に基づいて避難



令和3年5月20日から
ひなんしじ
避難指示で必ず避難
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を察知したときに発令)
4	避難指示※2	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を踏まえに把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて普段の行動を合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

図 避難情報の見直し(内閣府)

3

地域防災計画 令和5年度改定にあたって

(1) 改定の主な項目

②風水害対策の強化

イ 体制の見直し

変更
【風水害対策編 第3部 第1章 P71～79等】

区における風水害への対応の流れについて、災害規模に応じて、「A. 荒川の氾濫を想定した場合」と「B. 石神井川の氾濫・土砂災害を想定した場合」の2種類に見直しを行いました。

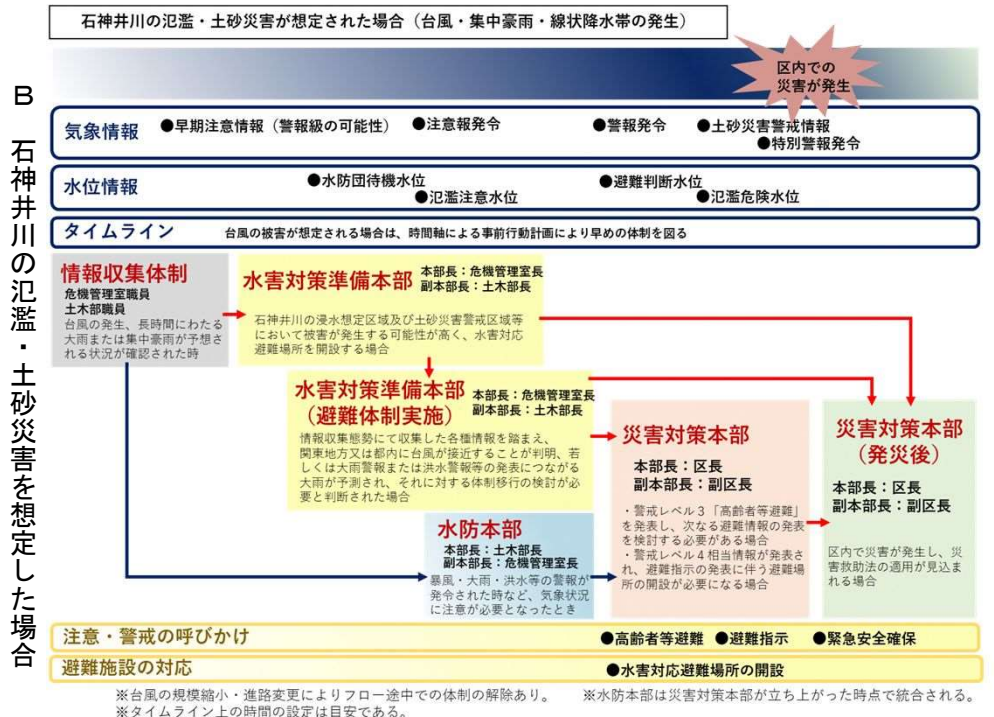


ポイント1

ABともに、各体制や本部を設置する要件を明確化しました。

ポイント2

災害の発生頻度を踏まえ、災害対策本部の設置前に、区民の避難対策を検討する「水害対策準備本部」を新設しました。



3

地域防災計画 令和5年度改定にあたって

(1) 改定の主な項目

②風水害対策の強化

ウ 避難行動方針の策定

【風水害対策編 第1部 第1章 P 6、第2部 第3章 P 54～59等】 変更

大規模水害（荒川氾濫等）時における避難行動や区の支援の方向性を定めるため、令和2（2020）年3月に「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を策定しました。
 また、令和4（2022）年12月には、自力での高台避難が困難な方に対する支援の体制等を整備するため、「北区大規模水害避難行動支援計画」を策定しました。
 これらの方針や計画を踏まえ、**区民全員が逃げ遅れない「誰ひとり取り残されない避難」**を実現するための取組等を定めています。

「大規模水害時の避難行動の基本方針」
 ～避難の心得五か条～

1. 自立して避難しましょう。
2. 災害を知りましょう。
3. 自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台に逃げましょう。
4. 本当に必要な人のために、車避難は避けましょう。
5. 誰ひとり取り残されないようにするために、周囲の人に手を差し伸べましょう、差し伸べてもらえるようにしましょう。

北区からの宣言
 北区は全区をあげて支援を行います。

図 大規模水害時の避難行動基本方針

最も推奨する避難
 雨や風が強くなる前に、できるだけ遠くの高台（北区の外）へと避難する。

北区に留まらず、西の高台に避難する

図 荒川の氾濫を伴う大規模水害時の避難の考え方

表 風水害時における避難先等の分類

分類	位置づけ	指定	
		石神井川の氾濫・土砂災害 (台風・集中豪雨・線状降水帯等)	荒川の氾濫 (超大型台風)
避難場所	高台水害対応避難場所	—	○ (19か所)
	水害対応避難場所	○ (12か所)	—
福祉避難所	高台水害対応避難場所 (福祉避難室)	—	○ (19か所)
	通所型	—	○ (5か所)
	介護型	—	○ (6か所)
	補完型	—	○ (15か所)
	準補完型	—	○ (4か所)
垂直避難施設	切迫した水害の危険から逃れるため、一時的に緊急避難する施設	○	
避難所	発災後、浸水などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所	○	○

3

地域防災計画 令和5年度改定にあたって

(1) 改定の主な項目

③災害種別による避難対策・体制の明確化(震災)

変更

【震災対策編 第2部 第5章 P183~195、第9章 P300等】

震災時の避難対策について、他自治体における災害事例や防災訓練の実施結果等を踏まえ、避難手順を整理するとともに、色彩の調整、イラストの追加等を行い、「基本的な避難行動のイメージ」図を刷新しました。また、区における震災時の各体制について、近年の組織改正等を反映するとともに、災対各部の災害対応業務分掌を見直し、業務の円滑化・担当の明確化を図りました。

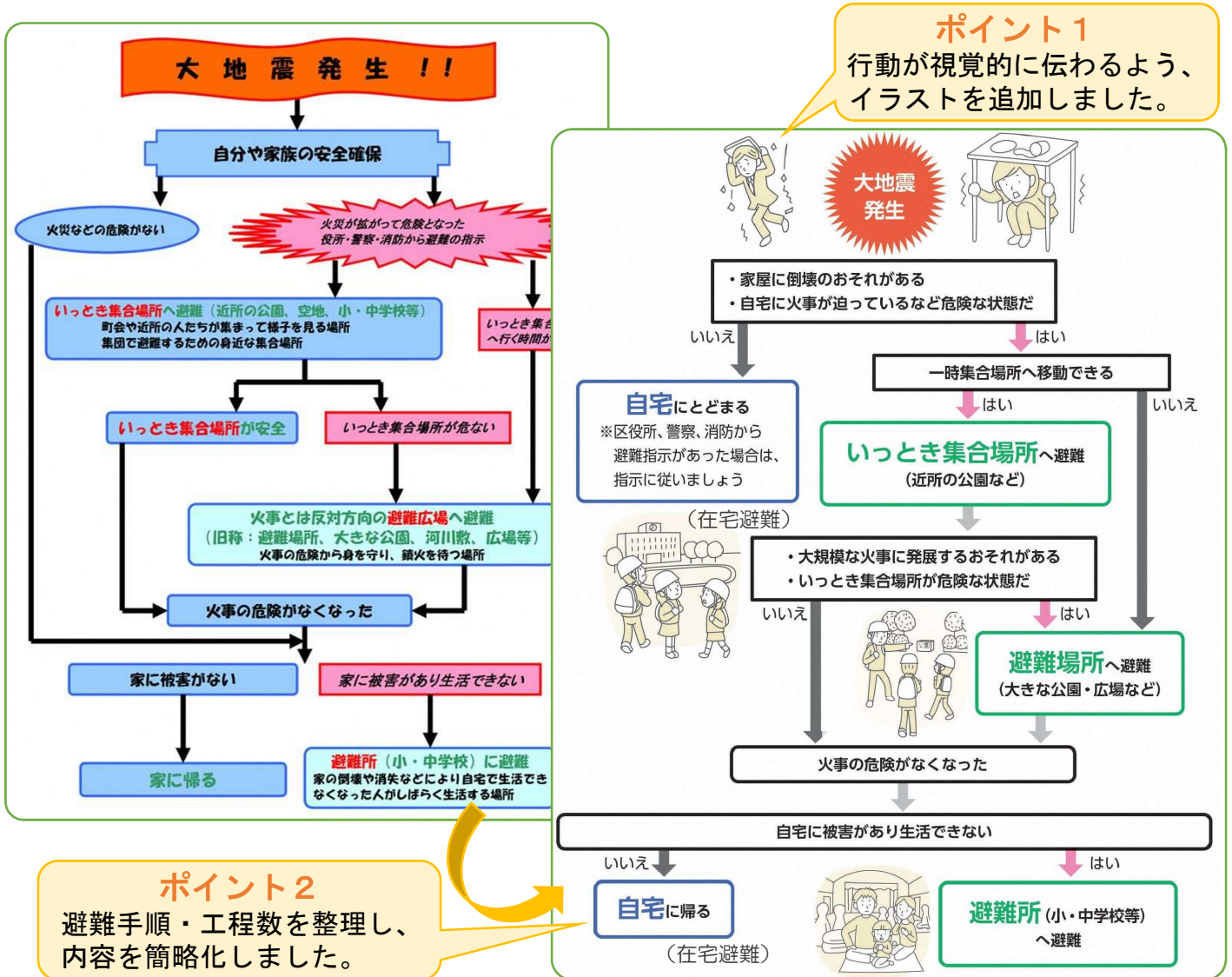


図 基本的な避難順序(北区防災地図、令和5年度改定)

【いっとき集合場所】とは.....震災時、火災等の危険があるか把握するとともに、近隣住民の安否を確認するため、町会自治会単位で集合する場所を指します。地域の実情に照らし、近隣の公園や空き地など、比較的延焼の危険が少ない場所を町会自治会ごとに選定しています。

【避難所外避難】とは.....震災時、混雑する避難所を避け、自宅や遠方の親戚宅等で生活を送る避難方式を指します。自宅避難生活を送ることを「在宅避難」、親戚や友人の家等で避難生活を送ることを「縁故避難」と呼びます。

(1) 改定の主な項目

③災害種別による避難対策・体制の明確化(風水害)

変更

【風水害対策編 第2部 第3章 P53等】

風水害の類型に応じた避難の考え方を最新化しました。

また、風水害時における避難行動を広く区民に啓発するため、①風水害時における個人の避難行動を時系列に整理した「マイ・タイムライン」の作成講座②各地域においてマイ・タイムラインを普及させる「マイ・タイムライン普及リーダー」の育成講座を回覧しています。

A 荒川の氾濫を想定 高台水害対応避難場所

荒川の上流域を含めた広範囲で大雨が降るような大型台風の接近など、荒川氾濫のおそれがあると判断した場合に開設します。

浸水期間が長時間にわたることや、台風の接近などは前もっての予測が可能なおそれから、浸水の危険の少ないエリアにだけ避難場所を開設します。

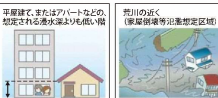
また、避難時には石神井川の氾濫や土砂災害等ほかの災害が同時に発生する可能性があるため、注意が必要です。

- (想定される災害)
■荒川の氾濫、新河岸川の氾濫、隅田川の氾濫、石神井川の氾濫
■土砂災害(がけ崩れ)
(想定される気象状況)
■大型台風の関東上陸
(想定される被害/地域)
■荒川・石神井川・新河岸川等の洪水浸水想定区域等の浸水
■土砂災害警戒区域の土砂災害の発生

◆避難先の考え方

荒川が氾濫すると、低地部分はほとんど浸水してしまうことが想定されており、特に荒川に近い地域では5m以上も浸水するおそれがあります。そのため、荒川氾濫のおそれがある場合には、できるだけ遠くの高台へと避難することが基本となります。

※詳細は、6~7ページを参照。



A 高台水害対応避難場所

Table with 3 columns: 番号 (Number), 施設名 (Facility Name), 所在地 (Location). Lists 22 evacuation sites including schools and community centers.

令和4年4月1日現在

B 石神井川の氾濫/土砂災害(がけ崩れ)を想定 水害対応避難場所

石神井川の氾濫や土砂災害の発生が想定される場合に開設します。

浸水する時間が比較的短い見込みであること、集中豪雨などは前もっての予測が困難なこと、被害が想定される区域等が限定的であることから、被害の発生が懸念される場所の付近に避難場所を開設します。

避難時には強い雨が降っている可能性もあるので注意が必要です。



- (想定される災害)
■石神井川の氾濫
■土砂災害(がけ崩れ)
(想定される気象状況)
■都内に線状降水帯が発生、都内に集中豪雨(ゲリラ豪雨)が発生
(想定される被害/地域)
■石神井川の洪水浸水想定区域(石神井川周辺)の浸水
■土砂災害警戒区域の土砂災害の発生

◆避難先の考え方

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、更には石神井川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域においては、付近の安全な場所への立退き避難が必要となります。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域以外の石神井川の浸水が想定される地域におきましては、浸水しない地域への立退き避難が望ましい対応となりますが、石神井川の氾濫は、荒川に比べ水継続時間が短いことや水害発生の前もっての予測が困難なことから、浸水域にある建物の上階(想定される浸水深よりも高い階)に避難するという手段も検討することができます。

B 水害対応避難場所

Table with 3 columns: 番号 (Number), 施設名 (Facility Name), 所在地 (Location). Lists 12 evacuation sites.

令和4年4月1日現在

※1 荒川氾濫時には浸水が想定される区域にあるため、荒川氾濫を想定した「高台水害対応避難場所」としては開設しません。



図 荒川の氾濫が想定されるときの避難の考え方

図 石神井川の氾濫・土砂災害が想定されるときの避難の考え方

マイ・タイムライン作成シート (令和5年7月改訂版) - Includes instructions and a checklist for creating a personal evacuation plan.

図 マイ・タイムライン作成シート(令和5年7月改訂版)

マイ・タイムライン (事前防災行動計画) - A detailed checklist for emergency actions during a typhoon, categorized by time intervals.

3

地域防災計画 令和5年度改定にあたって

(1) 改定の主な項目

④ 多様性に配慮した防災対策

変更

【震災対策編 第2部第2部 第9章 P310、P320、P323～327、第8章 P280、P292等】

誰もが暮らしやすい避難所環境を実現するため、非常時に配慮が行き渡りづらい「女性、子ども、障害のある方、外国人、性的少数者等」に対する具体的な支援の例を明記しました。

【現行の計画文】

- (1) 区では、避難所管理運営委員会内に、避難所生活における女性の悩みの早期解決を目的とした相談窓口の設置・運営を支援するとともに、男女共同参画により避難所運営に携わる「女性リーダー」の育成を図る。
- (2) 区は、警察等と協力して、避難所等における女性相談員による巡回相談態勢を構築する。そのため、平時から警察等と協議を図っておく。



【修正後の計画文】

区は、避難所管理運営委員会による多様性に関する悩みの相談窓口の設置・運営を支援するとともに、車椅子のまま入ることが出来るマンホールトイレの導入、ハラル対応食の備蓄等、**多様性に配慮した避難所運営に必要な物資等の整備に努める。**

区は、避難所の管理運営に携わる「女性リーダー」を育成するなど、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、妊産婦世帯用のスペースの設置など、**女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。**

区は、自主防災組織等と連携して、**避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため**、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、女性警察官による巡回相談など、相談体制の構築に努める。

⑤ 感染症に対応した避難所運営等

新設

【震災対策編 第2部 第9章 P308～309、P323～324等】

区は、平成30(2018)年に、自主防災組織が避難所の開設を効率よく進められるよう、避難所開設・運営の作業手順等を時系列に整理した避難所開設キットを導入するとともに、令和2(2020)年に、避難所における感染症等の流行を防止するため、消毒液等を備えた感染症対策初動物資セットを導入している。



写真 避難所開設本部キット

写真 感染症対策初動物資セット

3

地域防災計画 令和5年度改定にあたって

(1) 改定の主な項目

⑥ その他の災害対策・複合災害への対応

新設

【震災対策編 第1部 第4章、第2部 第14章】

火山噴火や大規模停電事故など、地震以外の災害に関する章を新設し、対応を定めました。また、**複数の災害が同時に発生する「複合災害」に関する章を新設し、課題の整理を行いました。**

■富士山噴火対策

富士山が大規模噴火した場合、北区内では、**2cm程度の降灰が予想**されており、この降灰によって、①高圧線の漏電による停電②上下水道の停止③公共交通機関の運行停止④通信障害⑤角膜剥離を始めとした健康被害など、様々な影響が予想されています。

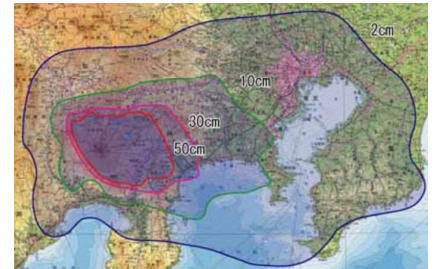


図 富士山防災マップ
(富士山火山広域防災対策基本方針)

■複合災害

大正12(1923)年9月に発生した関東大震災では、台風による強風の影響で火災の延焼による被害の拡大が顕著となり、未曾有の大災害をもたらした。また、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。近年では、令和2(2020)年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。こうした、**同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される**ことから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。



【被害想定で想定する主な複合災害】



災害類型	想定される被害
地震 + 風水害	<ul style="list-style-type: none"> 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
地震 + 火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> 救助活動や物資等の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
地震 + 感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等で感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 救助活動や避難者の受入れ等で感染対策が必須となり、活動が長期化



これらの複合災害に備えて留意すべき事項として……

類型	留意事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進 等
大規模自然災害 + 大規模自然災害	<ul style="list-style-type: none"> 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討 等
感染症対策 + 大規模災害	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等

3

地域防災計画 令和5年度改定にあたって

(2) その他

①レイアウト見直しによる検索性の改善等

※地域防災計画全体

北区地域防災計画の閲覧性や検索性を向上させるため、インデックスを追加するなど、レイアウトを見直しました。

修正前

第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策

第9章 避難者対策

【基本方針】

区民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、災害発生時の避難体制を整備する必要があります。また、首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方についての検討も必要である。

本章では、避難者対策として、都と連携した避難場所の指定及び避難所の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る対策を示す。

予防対策	
1 避難体制の整備	1-1 基本的な避難行動 1-2 避難所等の定義及び指定
2 要配慮者の避難等支援体制の整備	2-1 要配慮者の考え方
	2-2 避難行動要支援者への支援の考え方
	2-3 避難行動要支援者の避難行動支援
	2-4 福祉避難所等の定義及び指定
	2-5 福祉避難所の周知
3 避難所の管理運営態勢の整備等	3-1 避難所の開設・管理運営
	3-2 避難所における女性への配慮
	3-3 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化
4 避難所等の耐震化及び安全対策の促進	4-1 避難所等の耐震化及び安全対策の促進
	4-2 避難所等の応急危険度判定のための態勢整備
応急対策	
1 避難誘導	
2 避難場所・避難所等の開設・管理運営	2-1 避難場所の開設・管理運営
	2-2 避難所等の開設
	2-3 避難所（区立小・中学校等）の運営
	2-4 福祉避難所の運営
3 動物救護	
4 ボランティアの受入れ	
5 被災者の他地区への移送	
6 避難所外の避難者への対応	

- 284 -



ポイント1

計画の視認性を向上するため、インデックスを追加し見出しを強調しました。

修正後

第9章 避難者対策
【基本方針】

第9章 避難者対策

【基本方針】

区民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、災害発生時の避難体制を整備する必要があります。また、首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方についての検討も必要である。

本章では、避難者対策として、都と連携した避難場所の指定及び避難所の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る対策を示す。

予防対策		頁
1 避難体制の整備	1-1 基本的な避難行動	P●
	1-2 避難所等の定義及び指定	
2 要配慮者の避難等支援体制の整備	2-1 要配慮者の考え方	
	2-2 避難行動要支援者への支援の考え方	P●
	2-3 避難行動要支援者の避難行動支援	
	2-4 福祉避難所等の定義及び指定	
	2-5 福祉避難所の周知	
3 避難所の管理運営態勢の整備等	3-1 避難所の開設・管理運営	P●
	3-2 避難所における女性への配慮	
	3-3 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化	
4 避難所等の耐震化及び安全対策の促進	4-1 避難所等の耐震化及び安全対策の促進	P●
	4-2 避難所等の応急危険度判定のための態勢整備	
応急対策		頁
1 避難誘導		P●
2 避難場所・避難所等の開設・管理運営	2-1 避難場所の開設・管理運営	
	2-2 避難所等の開設	P●
	2-3 避難所（区立小・中学校等）の運営	
	2-4 福祉避難所の運営	
3 動物救護		P●
4 ボランティアの受入れ		P●
5 被災者の他地区への移送		P●
6 避難所外の避難者への対応		P●

本章の関係する関連計画・マニュアル
○○○○計画、△△△△計画、××××マニュアル

はじめに
第1部
第2部 施策ごとの具体的計画
第3部
第1部
第2部
第3部
担当表
用語集
索引
震災対策編
風水害対策編



ポイント2

各章に関係する計画・マニュアル等を明記しました。



ポイント3

計画の検索性を向上するため、章冒頭へ頁数を追加しました。

3

地域防災計画 令和5年度改定にあたって

(2) その他

②地域防災力の向上

1)各種防災訓練

【震災対策編 第2部 第2章 P53～57、第8章 P282

変更
等】

都や近隣自治体と連携を図ることにより、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、要配慮者の特別搬送、帰宅支援など帰宅困難者が発生した際に必要となる訓練を合同で実施する。

従前から行ってきた区職員向け訓練・区民向け訓練を一層充実させるとともに、都や近隣自治体等と合同で行う総合防災訓練など、大規模な訓練についても、引き続き実施してまいります。



写真 水防訓練



写真 総合防災訓練



写真 自主防災組織等による防災訓練



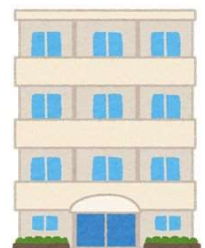
写真 避難所開設訓練

2)マンション防災対策

【震災対策編 第2部 第2章 P62、P76、第9章 P331

新設
等】

区は、本章予防対策「1-2 防災意識の啓発」に掲げる対策のほか、「マンション防災対策マニュアル」を策定し、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、啓発を行う。



3

地域防災計画 令和5年度改定にあたって

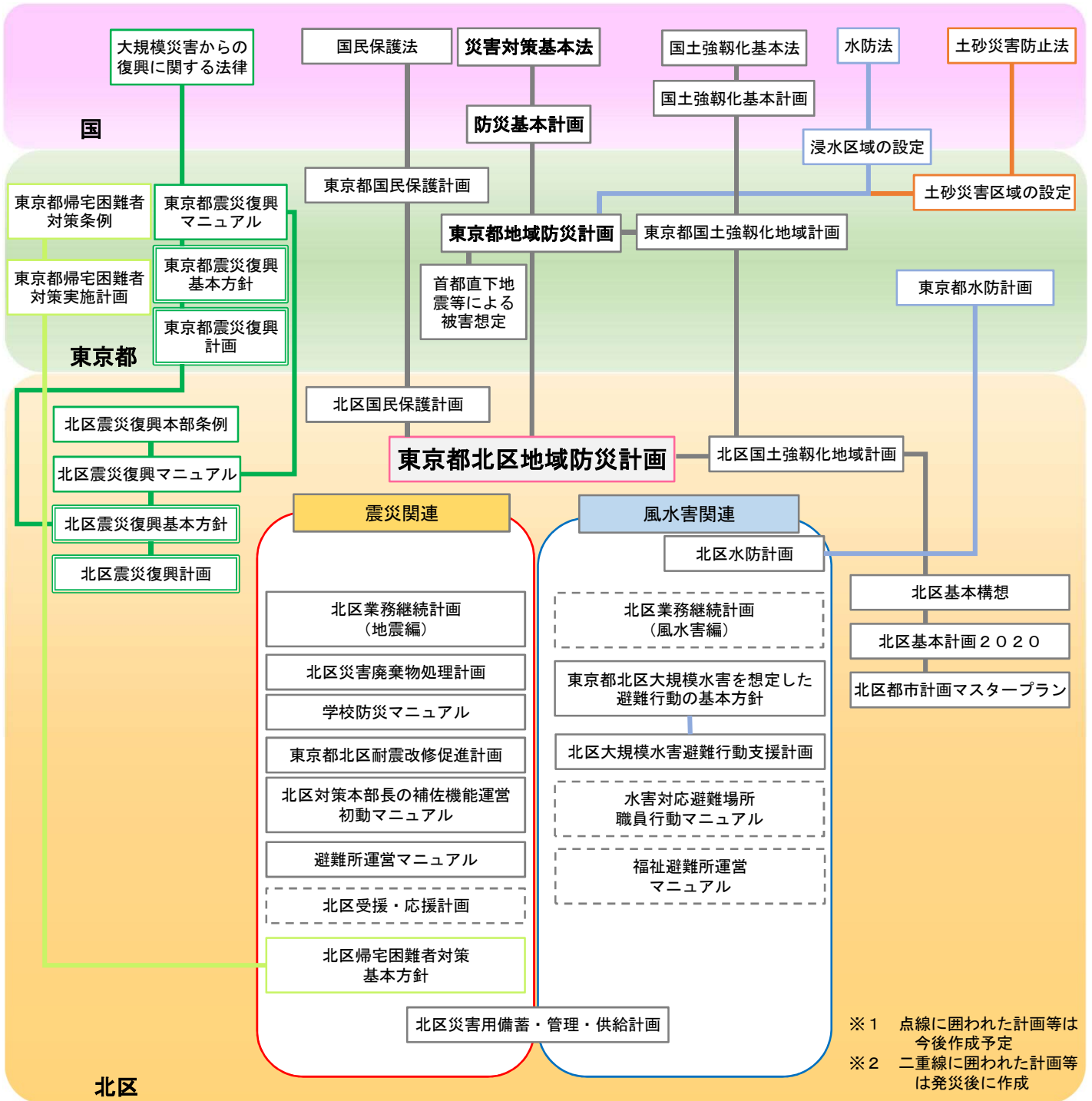
(2) その他

②地域防災力の向上 3)防災関連計画の体系図

新設

【資料編 P●】

東京都北区地域防災計画と法令・関連計画等との関係は、以下のとおりです。



※1 点線に囲われた計画等は
今後作成予定
※2 二重線に囲われた計画等
は発災後に作成

図 防災関連計画の体系図